

## 八千代市防犯カメラ設置事業補助金手続きの流れについて

### 1 八千代市防犯カメラ設置事業補助金計画協議書の提出（自治会等） （補助金の交付を申請する年度の前年度の9月末までに）

補助金の申請を予定している団体は以下の書類を提出してください。

- (1) 八千代市防犯カメラ設置事業補助金計画協議書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 自治会等の規約等及び名簿
- (4) 設置場所の位置図及び現況写真
- (5) 撮影範囲を記した平面図
- (6) 設置に係る費用の見積書の写し
- (7) 設置する防犯カメラの仕様書等（カタログ）
- (8) 収支予算書

※全ての書類が必要となりますが、やむを得ない事情により提出できない場合は事前にご相談ください。

※計画協議書ご提出後の事前協議は、補助金の交付を確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

### 2 八千代市防犯カメラ設置事業補助金計画承認通知書の送付（市） （4月初旬頃）

提出された事業計画等を協議した結果を通知します。

### 3 八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書の提出（自治会等） （5月末までに）

事業計画の承認を受けた団体は以下の書類を提出してください。

- (1) 八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（第3号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 自治会等の規約等及び名簿
- (4) 設置場所の位置図及び現況写真
- (5) 撮影範囲を記した平面図
- (6) 設置に係る費用の見積書の写し
- (7) 設置する防犯カメラの仕様書等（カタログ）
- (8) 収支予算書

※(2)～(8)については、計画協議書提出時から変更があった場合のみ提出してください。

#### 4 八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書の送付（市） （7月頃）

提出された交付申請書の内容を確認した後、交付決定通知書を送付します。

※本市も千葉県補助金の交付申請を行っている都合上、県補助金の交付決定通知を收受後に市からの交付決定通知を送付しますので、7月頃となります。事業の着手となる設置業者との契約は交付決定通知後となります。

#### 5 防犯カメラ設置工事（自治会等） （交付決定通知後～12月末頃までに）

設置業者と契約を交わした後、防犯カメラの設置工事を行います。年度末までに補助金の手続きを終えるために、工事はできるだけ12月末頃までに完了して下さい。  
※実績報告書の添付書類として契約書の写しを提出していただきますので、必ず契約書（仕様や金額の内訳が記載されたもの）を取り交してください。

また、同じく添付書類として設置費用の領収書を添付していただきますが、補助金が市から入金されないで設置業者に支払いができないという団体は、八千代市防犯カメラ設置事業補助金概算払請求書（第10号様式）を提出してください。

#### 6 八千代市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書の提出（自治会等） （1月末頃までに）

設置工事が完了、防犯カメラが稼働し、工事代金の支払いを終えた団体は、速やかに以下の書類を提出してください。

- （1）八千代市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（第7号様式）
- （2）事業報告書
- （3）収支決算書
- （4）補助の対象となる経費の領収書の写し
- （5）設置工事に係る契約書の写し
- （6）設置工事後の現況写真（補助事業で設置した支柱及び防犯カメラを設置している旨を表示する板も含む）
- （7）設置した防犯カメラの撮影画像
- （8）防犯カメラの管理及び運用規程等

交付申請書提出時から工事内容や工事費等の変更が生じる場合は、提出前にご相談ください。

※（8）の防犯カメラの管理及び運用規程等には以下の内容を記載してください。

- ①管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
- ②撮影している旨及び設置者の表示
- ③記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法
- ④記録した映像の利用及び提供の制限
- ⑤苦情処理対応

また、防犯カメラの管理及び運用規程等は防犯カメラが運用開始される前までに定めてください。

**7 八千代市防犯カメラ設置事業補助金額確定通知書の送付（市）  
（2月中旬頃までに）**

提出された実績報告書の内容を確認した後、補助金額確定通知書を送付します。

**8 八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書の提出（自治会等）  
（2月下旬頃までに）**

補助金額確定通知書を確認後、八千代市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（第9号様式）を提出してください。

※概算払い請求書を提出した団体は除く。

**9 八千代市防犯カメラ設置事業補助金の交付（市）  
（3月末頃までに）**

指定された口座に補助金が振り込まれます。金額の確認をお願いします。

**10 手続きについて**

工事の時期や期間によっては書類等の提出時期が異なりますが、期日までに手続きが完了できない場合は、補助金が交付できないことがありますのでご注意ください。また、補助金の交付決定後、事業を中止する場合や予定の期間内に工事が完了しない場合は、早急にご連絡ください。

**問い合わせ先**

八千代市危機管理課 防犯対策班

〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5

電話 047-421-6717 FAX047-483-1094

E-mail : [kikikanri3@city.yachiyo.chiba.jp](mailto:kikikanri3@city.yachiyo.chiba.jp)